別表第1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準

本取扱基準は、地熱発電に係る掘削・増掘・動力装置の申請について適用する。

1 用語の定義

本取扱基準において用いる用語の意義は、温泉関係法令等(温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則、温泉法施行細則、群馬県温泉事務指導要綱)及び「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改訂)(令和5年3月環境省自然環境局作成)」(以下、「ガイドライン」という。)において定義するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「湧出」とは、地上に温泉が湧き出ること又は動力によって温泉を地上へ汲み上げることをいう。
- (2) 「既存源泉」とは、既に存する温泉源をいう。
- (3) 「地熱発電」とは、掘削孔から直接又は分離して取り出した蒸気でタービンを回す発電方式(フラッシュ発電)及び温泉水と水より低い沸点をもつ媒体(以下、「二次媒体」という。)との間で熱交換器(蒸発器)により熱交換を行って、二次媒体を沸騰させて作った蒸気でタービンを回転させて発電する発電方式(バイナリー発電)をいう。
- (4) 「特別な地域」とは、自然環境保全等、総合的・公益的見地から審議する必要がある地域をいい、次項に定める地域をいう。
- (5) 「一般地域」とは、「特別な地域」以外の地域をいう。
- (6) 「水平投影線」とは、掘削しようとする地熱井の孔口から孔底までを水平投影した線描をいう。
- (7) 「温泉事業者」とは、「5 科学的影響調査 (1)調査の範囲 ①、②及び③」の範囲内及び協議会等において異なる範囲を設定した場合は、その範囲の既存源泉を利用して温泉事業を行っている事業者等をいう。
- (8) 「協議会等における合意形成」とは、協議会等の全員の意見の一致を原則とする。ただし、協議会等で異なる定義とした場合は、この限りではない。

2 特別な地域

本取扱基準で定める「特別な地域」は次の各号で定める地域とする。

- (1) 次の18温泉地及び国民保養温泉地である「四万温泉」、「鹿沢温泉」及び「みなかみ 町国民保養温泉地(上牧温泉・奈女沢温泉・湯宿温泉・川古温泉・猿ヶ京温泉・法師温 泉) (赤岩温泉、官行温泉を含む)」
 - ① 草津温泉 ② 四万温泉 ③ 沢渡温泉 ④ 猿ヶ京温泉

- ⑤ 水上温泉 ⑥ 谷川温泉 ⑦ 湯檜曽温泉 ⑧ 湯ノ小屋温泉
- ⑨ 川場温泉 ⑩ 老神温泉 ⑪ 尾瀬温泉 ⑫ 片品温泉
- ⑬ 白根温泉 ⑭ 川原湯温泉 ⑮ 万座温泉 ⑯ 伊香保温泉
- (7) 磯部温泉 (18) 北軽井沢温泉
- (2) (1)以外の地域であって、国立・国定公園内に源泉のある温泉地
 - ① 座禅温泉 ② 丸沼温泉 ③ 谷川岳温泉 ④ 湯の平温泉
 - ⑤ 浅間湯本温泉 ⑥ 浅間高原温泉 ⑦ 霧積温泉 ⑧ 高立温泉

3 地熱発電開発の事業計画に係る事前協議

- (1) 地熱発電事業者は次のことがわかる資料を添付した事業計画書を県へ提出のうえ、 温泉掘削許可の要否について事前に協議すること。
 - ① 事業概要
 - ② 掘削地点
 - ③ 深度
 - ④ ケーシングプログラム
 - ⑤ 災害防止対策
 - ⑥ 噴出防止装置 (BOP) の有無及びその性能
 - (7) 全体スケジュール及び今回掘削するスケジュール
 - ⑧ 今回の事業によって得られる予定のデータ及びその調査方法
 - ⑨ 科学的影響調査の有無及びその内容
 - ⑩ 他源泉への影響確認のためのモニタリング計画及びその状況
- (2) 温泉法第3条の許可が必要となる地熱井の掘削は、原則次のとおりとする。
 - ① 試験井の掘削
 - ② 生産井の掘削
 - ③ ①及び②の他、抗井の名称に関わらず温泉を湧出させる目的の掘削

4 規制内容

(1) 距離規制

前項に規定する地熱井について、既存源泉間の距離規制は次のとおりとする。

① 他者所有の既存源泉間距離 次に掲げる全ての事項を遵守すること。ただし、協議会等において合意形成が図ら

れた場合は、この限りではない。

- i) 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、 水平投影線の周囲2,000メートル以内に既存源泉がないこと。
- ii) 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であって、地表面からの掘削深度が500メートル以深の地熱井にあっては、水平投影線の周囲2,000メートル以内に既存源泉がないこと。
- iii) 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がない場合であって、地表面からの掘削深度が500メートル以浅の地熱井にあっては、水平投影線の周囲500メートル以内に既存源泉がないこと。

② 同一事業者の源泉間距離

原則として、源泉間の距離は規制しないものとする。ただし、次項の科学的影響調査の結果、他者所有の既存源泉へ影響が及ぶ場合は、この限りではない。

(2) 深度規制

大深度温泉掘削基準に定める深度規制は、本取扱基準においては適用しないものとする。

(3) 傾斜掘削規制

原則として、傾斜掘削は認めないものとする。ただし、「国立・国定公園内における 地熱開発の取扱いについて(令和3年9月30日付け環自国発第2109301号環境省自然環 境局長通知)」を遵守する場合であって、協議会等との合意形成が図られた場合に限り、 傾斜掘削を認めることができるものとする。

(4) 枝掘規制

原則として、掘削孔1か所につき複数の掘削孔路は認めないものとし、掘削孔内の途中から分岐して増掘する場合は、分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと。ただし、協議会等において合意形成が図られた場合は、この限りではない。

5 科学的影響調査

(1) 調査の範囲

原則として、次の各号により調査を実施すること。ただし、協議会等において異なる 範囲を設定した場合は、協議会等で定めた範囲内とする。

① 水平投影線の周囲3,000メートル以内に特別な地域の既存源泉がある場合は、事前に科学的影響調査を実施すること。

- ② 前号の適用を受けない地熱井の場合であって、次に掲げる範囲内に既存源泉がある場合は、事前に科学的影響調査を実施すること。
 - i) 地表面からの掘削深度が500メートル以深の地熱井の場合、水平投影線の周囲 3,000メートル以内
 - ii) 地表面からの掘削深度が500メートル以浅の地熱井の場合、水平投影線の周囲 1,500メートル以内
- ③ 前二号の範囲内に隣県の既存源泉が存する場合は、当該既存源泉の存する県及び 市町村と科学的影響調査について協議し、その結果に基づき科学的影響調査を実施 すること。

(2) 調査内容

科学的影響調査の内容は、ガイドライン「第三 4. 各段階における掘削許可の判断 に有益な情報及び方法等」に掲げる「地熱資源調査の内容」の調査とする。

(3) 調査結果の取扱い

科学的影響調査の結果は、申請に添付するとともに、次項の合意形成の資料等とすること。

6 関係者間の合意形成

地熱発電事業者、温泉事業者及び関係市町村等による関係者間の合意形成を図るために、申請に際しては、温泉関係法令等で規定する添付書類のほか、次の書面を添付すること。

なお、ここで定める書面が添付できない場合は、その旨の理由書を添付すること。

(1) 既存源泉の温泉権利者の同意書

前項(1)(1)、②及び③の範囲内の既存源泉に限る。

ただし、協議会等でこの範囲を超えた設定をした場合は、協議会等で合意した範囲とする。

(2) 市町村長の意見書

原則として申請地の市町村長の意見書とする。

なお、前項(1)で実施した調査範囲内に申請地以外の市町村がある場合や、協議会等の 構成員に申請地以外の市町村長が含まれる場合は、当該市町村長の意見書も添付する こと。

また、前項(1)で実施した調査範囲内に隣県の既存源泉が存在する場合は、次の書面を

添付すること。

- ① 当該県及び市町村と協議した内容の分かる書面
- ② 当該既存源泉の存する市町村長の意見書
- (3) 協議会等に関する次の書面
 - ① 協議会等の会則、運営要領、構成員名簿
 - ② 協議会等における合意形成した内容を記載した議事録又はそれに類する書面

7 モニタリング調査

地熱発電事業者は、地熱井による他源泉への影響を早急に探知するために、観測井等によるモニタリング調査を定期的に実施すること。

特に、許可を要する地熱井は、工事開始前からのデータが重要であるため、工事開始の 1ヶ月前からモニタリング調査を実施すること。

なお、許可を要しない地熱井は、湧出させることのない範囲で、泉温や水位等のモニタ リング調査を実施することが望ましい。

8 情報の共有

- (1) 県への報告
 - ① 通常時の報告

地熱発電事業者は、地熱井(許可不要なものを含む。)に関して、次に掲げる事項を月報にまとめ、県へ翌月15日までに報告すること。

- i) モニタリング調査結果(泉温、水位、温泉利用水量、電気伝導率、pH、外観(色 および清濁))
- ii) 稼働状況(温泉利用水量、発電時間、発電電力量)
- iii) メンテナンス実施状況(実施前の状況・実施内容・実施結果)
- iv) その他、知事が必要と認めたもの
- ② 緊急時の対応

地熱発電事業者は、地熱井(許可不要なものを含む。)に関して、次に掲げる事象 が発生した場合は、モニタリング調査結果を遅滞なく県へ報告すること。

- i) 他者所有の既存源泉へ影響があったと考えられるモニタリング調査結果が得られた場合
- ii) 温泉掘削許可を要しない地熱井から温泉(ガスを含む。)が湧出した場合

- iii) 温泉掘削許可を要する地熱井から温泉(ガスを含む。)が湧出しなくなった場合
- iv) 地震(震度4以上)、噴火等の自然災害が発生した場合
- v) その他、知事が必要と認めた場合

(2) 公文書開示請求

「群馬県情報公開条例」(平成12年6月14日条例第83号)に従い、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象とする。

9 許可を要しない地熱井から温泉が湧出した場合の措置

許可を要しない地熱井から温泉が湧出した場合は、原則として原状回復の措置を講じること。ただし、本取扱基準5 科学的影響調査に基づく調査を事前に実施している場合に限り、湧出させない措置を講じたうえで温泉掘削許可申請をすることができるものとする。

10 その他

地熱井掘削における自主保安指針(令和3年3月独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構作成)に従い、安全対策を講じるものとする。

本取扱基準に定めるもののほか温泉掘削等許可申請には、ガイドラインに示されている書類を添付するものとする。

また、本取扱基準に、その他必要な事項を定める場合には、群馬県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴いたうえで定めるものとする。

附則

この基準は、平成29年7月24日から施行する。

平成30年2月8日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正

別表第2 大深度温泉掘削基準

1 対象地域

大深度掘削による温泉源の枯渇、地盤沈下の恐れ等の理由から、特に保護する必要があると認められる次の市町村

前橋市、高崎市(旧倉渕村・旧榛名町・旧吉井町地域を除く)、桐生市(旧新里村地域のみ)、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市(旧小野上村・旧伊香保町地域を除く)、藤岡市(旧鬼石町地域を除く)、榛東村、吉岡町、玉村町、みどり市(旧笠懸町地域のみ)、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

2 対象深度

500メートル以深から1,600メートル以浅とする。

3 本基準における既存源泉

本基準における既存源泉とは、本基準の対象地域にある源泉のうち、本基準の対象深度で掘削された源泉をいう。

4 規制内容

(1) 深度規制

1,600メートル以浅とする。

(2) 距離規制 (源泉間距離)

既存源泉から半径2,000メートル以内は、掘削禁止とする。

(3) 揚湯規制

動力装置は、適正揚湯量に基づき選定し、日量揚湯量を超えない範囲で温泉を揚湯する。なお、総量規制を優先する。

① 適正揚湯量

毎分150リットル以下で、限界揚湯量の70パーセント以内とする。

② 総量規制

掘削予定地から半径3,000メートル以内に既存源泉がある場合、既存源泉を含めた 全体の揚湯量を毎分250リットル以下とする。

③ 日量揚湯量

200立方メートル以下とする。

ただし、掘削予定地から半径3,000メートル以内に既存源泉がある場合、全体で350 立方メートル以下とする。

別表第3 群馬県温泉事務指導要綱第2条に定める「特別な地域」について

「特別な地域」とは、自然環境保全等公共的見地から、温泉開発について、特に慎重に検 討を要する地域として、次に掲げる県内主要温泉地及び国民保養温泉地をいう。

1 県内主要温泉地(18カ所)

- (1) 草津温泉 (2) 四万温泉 (3) 沢渡温泉 (4) 猿ヶ京温泉
- (5) 水上温泉 (6) 谷川温泉 (7) 湯桧曽温泉 (8) 湯ノ小屋温泉
- (9) 川場温泉 (10) 老神温泉 (11) 尾瀬温泉 (12) 片品温泉
- (13) 白根温泉 (14) 川原湯温泉 (15) 万座温泉 (16) 伊香保温泉
- (17) 磯部温泉 (18) 北軽井沢温泉

2 国民保養温泉地

- (1) 四万温泉
- (2) 鹿沢温泉
- (3) みなかみ町国民保養温泉地(上牧温泉・奈女沢温泉・湯宿温泉・川古温泉・猿ヶ京温泉・法師温泉) (赤岩温泉・官行温泉を含む)

別表第4 揚湯試験実施要領

1 目的

この要領は、温泉動力装置許可申請にあたり、当該申請掘削井の集湯能力等を把握する ことにより、申請掘削井における揚湯が他源泉に与える影響等を検討し、動力装置設置に 際しての適正採取量を把握することにより、温泉資源の保護を図ることを目的とする。

2 実施方法

適正揚湯量を決定するための揚湯試験は、段階揚湯試験、連続揚湯試験及び水位回復試験とし、以下の手順で試験を実施する。

また、揚湯試験の実施にあたっては、必要に応じ温泉権利者又は温泉管理者の立会いの 上、薬務課の温泉監視員が実施状況の確認を行うものとする。

(1) 測定値の単位及び測定間隔について

泉 温:「摂氏温度(℃)」単位で小数点以下第1位まで表示する。

水 位:「メートル」単位で小数点以下第2位まで表示する。

測定の基準地点は地表面とし、標高を明示する。

揚 湯 量:「リットル/分」単位で小数点以下第1位まで表示する。

測定間隔:各試験の測定時間の間隔は、開始後10分までは1分間隔、10分から30分までは5分間隔、30分から60分までは10分間隔、60分から180分までは30分間隔、180分以降は60分間隔を目安とすること。

(2) 試験前の調査事項

孔内洗浄及び予備揚湯(72時間以上を目安)を行い、揚湯特性の概要を把握する。 自然水位(揚湯していない状態での水位)を測定する(自噴泉の場合も可能な限り測 定する)。

ア 自噴していない源泉の場合

温泉水頭が地表下に位置しているので、その上限値を測定して自然水位とする。 (標高についてもあわせて明示する。)

イ 自噴している源泉の場合

自噴状態の泉温及び湧出量を測定する。測定後、湧出口を高くしていくと自噴量が減少し、ある高さになると全く停止する。このときの高さを静止水位とする(プラスの水位となる)。

(3) 段階揚湯試験

揚湯量を5段階以上に分け、最初に第1段階の揚湯量を固定し、各段階の揚湯量で継続して揚湯しながら、適当な時間間隔での動水位及び泉温を測定する。

その際の最小揚湯量は、将来利用を予定している揚湯量(計画揚湯量)以下とし、最大揚湯量は水位低下が急激に大きくなる揚湯量(限界揚湯量)以上となるよう設定するものとする。

試験時間は、原則として各段階共3時間以上、かつ動水位が十分安定(1時間で0.1 メートル以下の水位低下とする)した時点で、その最終水位を記録する。

次に揚湯量を第2段階に増量し、以下同様に測定、記録する。

以上の測定により得られた結果から限界揚湯量を求め、適正揚湯量(限界揚湯量×0.7以下)を設定する。ただし、限界揚湯量は段階揚湯試験の最大揚湯量を超えないこと。

(4) 連続揚湯試験

段階揚湯試験により設定した適正揚湯量で72時間以上揚湯し、動水位及び泉温を測定する。これらの数値が十分安定(目安として6時間で0.01メートル以内の水位低下を基準とする。)するまで測定、記録する。

なお、(3) 段階揚湯試験における適正揚湯量で予想される動水位と連続揚湯試験における動水位が大幅に異なる値の場合は、再度、段階揚湯試験を行うこと。

(5) 水位回復試験

連続揚湯試験の揚湯を停止した後、水位がどのように回復するかを測定し、自然水位までほぼ回復した時点で終了する。

揚湯停止直後は、短時間間隔で測定し、それ以降は水位の回復状況を見て自然水位に十分回復(自然水位から0.1メートル以内の水位回復を基準とする。)するまで測定、記録する。

3 結果のまとめ

揚湯試験の結果は以下により整理する。

- (1) 揚湯試験結果表 別紙1
- (2) 揚湯試験測定記録表 別紙2
- (3) 段階揚湯試験結果 別紙3
- (4) 揚湯量検討図 別紙4

- (5) 連続揚湯試験結果 別紙 5
- (6) 水位回復試験結果 別紙 6
- (7) 自噴量試験結果 別紙7

4 その他

- (1) 上記の規定により試験を実施することが困難な場合は、群馬県自然環境保全審議会温泉部会等の意見を参考に、個別に協議するものとする。
- (2) 連続揚湯試験においては、必要に応じて源泉周辺への影響を調査し、把握すること。

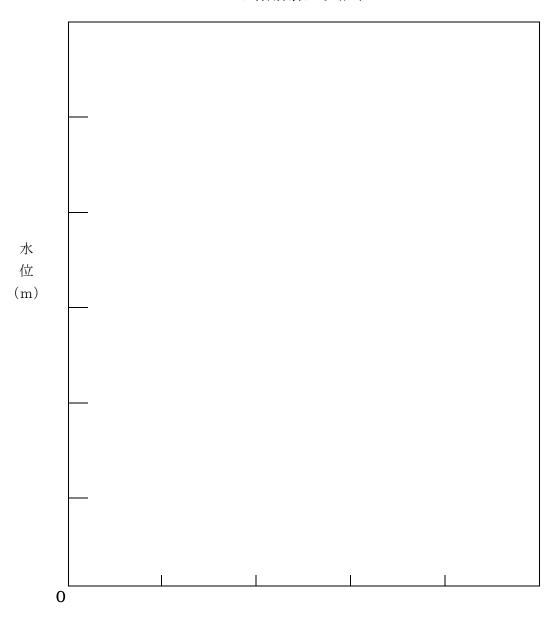
揚 湯 試 験 結 果 表

試懸	食実施り	3		年		月	日	~	年	月		日
課結	食実施者	<u>+</u>	住 所						TEL	_		_
H- And		1	名 称)				
	名称	;			温泉							
源	所在地	拉										
泉	深度					m 口径						
	ストレーナ	1		m	~	m						
		電動	種	類及び雪	业式							
試馬	険に使 した勤	機	出		力			k w	回転数			rpm
用し		ポン	種	類及び雪	业式							
力装	直	プ	1	易程(圧力	J)	m	(kg/	cm ²)	口径			mm
		動	力設置	置位置		G L -			m			
						試 鬄	þ	結	果			
	区分		揚湯量 (L/分)			動水位 GL- (m)		温(℃)	揚湯時[(分)	間	備	考
第1	段階											
第2	2 段階											
第3	3 段階											
第4	1段階											
第5	5 段階											
限星	₹揚湯量	ŧ								1	(L,	/分)
適コ	E揚湯量	 ([限界指	易湯量×	0.7	以下)	(L/分)					/分)

揚湯試験(段階・連続・回復)測定記録表

時 刻 (時:分)	経過時間 (分)	揚湯量 (L/分)	水位 GL- (m)	泉温 (℃)	備 考

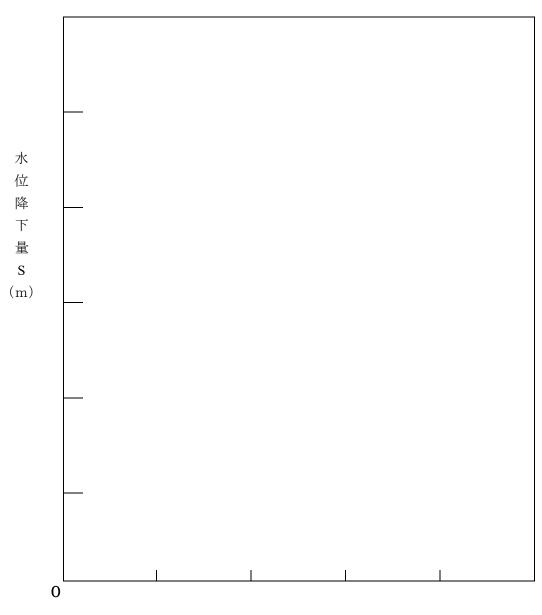
段階揚湯試験結果



揚湯開始後経過時間 (時間)

※水位は地表面を基準としグラフの下方を深くなる方向とすること。 静水位は揚湯開始後経過時間が0の時の水位として表示すること。

揚湯量検討図

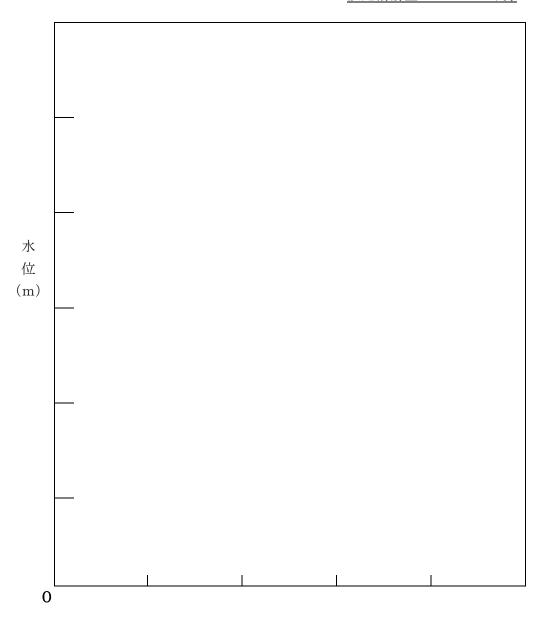


揚湯量 Q(L/分)

※両対数(または正方眼)グラフを作成すること。 水位は地表面を基準としグラフの下方を深くなる方向とすること。

連続揚湯試験結果

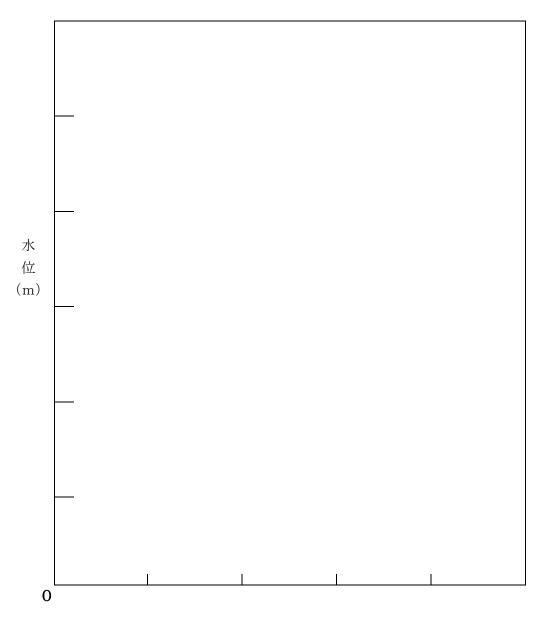
設定揚湯量 L/分



揚湯開始後経過時間 (時間)

※水位は地表面を基準としグラフの下方を深くなる方向とすること。 静水位は揚湯開始後経過時間が0の時の水位として表示すること。

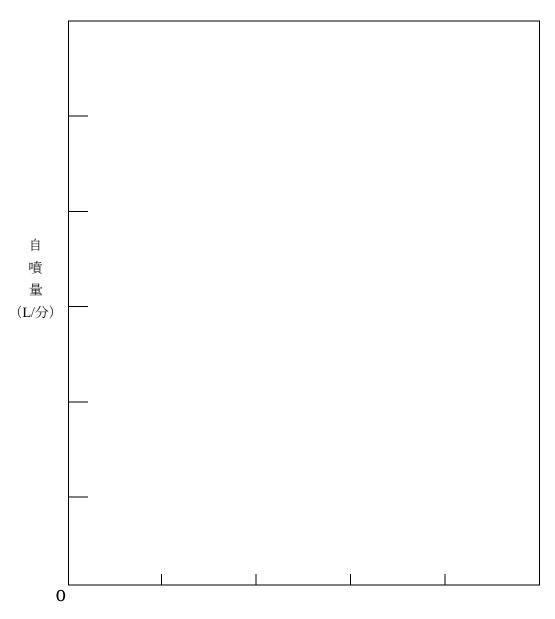
水位回復試験結果



揚湯停止後経過時間 (時間)

※水位は地表面を基準としグラフの下方を深くなる方向とすること。

自噴量試験結果



地表よりの高さ(水位と同じ表示 m)

※自噴量が0の時の地表よりの高さが静水位となる。

別表第5 温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを 証する書類

温泉を掘削する場合の土地には、大別して私有地、公有地、国有地等があるが、その使用権の証明はそれぞれ次の書類によるものとする。

なお、傾斜掘削の場合、孔路の土地全ての使用権を必要とする。

I 私有地

- 1 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの不動産登記情報の照会番号 (有効な照会番号に限る)を記載した書類
- 2 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用 することを内容とした契約書の写

Ⅱ 公有地(県有地、市町村有地)

- 1 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの不動産登記情報の照会番号 (有効な照会番号に限る)を記載した書類
- 2 公有地を借りて掘削する場合には、公有地の所有者が発行した掘削のための使用権 を証する許可書等の写及び許可申請書の写

Ⅲ 国有林野

国有林野使用(貸付)許可書の写及び許可申請書の写

IV 河川敷地

- 1 一級河川区域
 - (1) 公図上河川区域となっている場合 河川敷地占用許可書の写及び河川区域占用許可申請書の写
 - (2) 公図上河川区域となっていない場合
 - ア 私有地内の河川保全区域の場合
 - ① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請 書の写
 - ② 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの不動産登記情報の照会 番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類

③ 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用することを内容とした契約書の写

イ 公有地内の河川保全区域の場合

- ① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請 書の写
- ② 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの不動産登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類
- ③ 公有地を借りて掘削する場合は、公有地の所有者が発行した掘削のための使用権を証する許可書等の写及び許可申請書の写
- ウ 国有林野内の河川保全区域の場合
 - ① 河川保全区域における行為の許可書の写及び河川保全区域の制限の解除申請 書の写
 - ② 国有林野使用(貸付)許可書の写及び許可申請書の写

2 普通河川区域内に掘削する場合

- ① 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの不動産登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類
- ② 普通河川管理行政庁の許可書の写及び許可申請書の写
- ③ 他人の土地に掘削する場合は、土地所有者との間に交わした温泉掘削のために使用することを内容とした契約書の写

V 保安林

保安林内で掘削する場合は、保安林内作業許可決定書の写

VI 農地・採草放牧地

農地・採草放牧地に掘削する場合は、農地法の許可書の写

別表第6 飲泉施設設置基準

1 目的

公共の飲用に供する温泉(以下、「飲泉」という。)の水質、施設及びその管理について必要な事項を定め、飲泉利用の適正を図ることを目的とする。

2 申請

温泉利用(飲用)許可申請を行う場合は、あらかじめ設置する飲泉施設の設計図を示し、管轄保健所長の指示を受けること。

3 施設基準

- (1) 飲泉施設は、可能な限り源泉から近距離とし、さらに源泉から直接引湯するよう努めること。
- (2) 飲泉に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水、浅層地下水及び下水溝の排水等が、温泉水中に混入しないように遮断されること。また源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。
- (3) 中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が混入しない構造とし、槽の蓋が周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
- (4) 貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を 保持するよう常に管理し、施設構造は地上式にすること。

また、年一回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。(清掃する際は、各種ガス中毒を予防するため十分な換気を施す等注意すること。)

- (5) 送(引)湯経路は常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分から混入しないように管理すること。
- (6) 飲泉施設は、落ち着いて飲泉ができ衛生的に汚染を受けない場所に設置することとし、原則として浴室外とすること。
- (7) 飲泉口は、床面から80センチメートル以上の高さにすること。

4 管理基準

(1) 飲泉は、飲泉口にて採取したものについて、一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素(含 鉄泉・硫黄泉を除く)の検査を申請時及び許可後においては年一回実施し、別表の基準

値に適合していることを確認すること。

- (2) 検査の結果、不良の判定が出たときは直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。
- (3) 一般細菌、大腸菌群等の検査結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその測定結果を3年間保管しておくこと。
- (4) 飲泉は、飲泉口にて採取したものについて、温泉成分分析を5年に1回実施すること。 ただし、飲用許可取得後最初の分析に限り、前回分析から3年以内に実施すること。
- (5) 飲泉口から常時温泉が流出し、新鮮な温泉が飲用できるようにすること。
- (6) 飲泉に用いるコップは、使い捨てにする等常に清潔なものを用いること。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1 ミリリットル中の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素 (TOC)	1リットルあたり5ミリグラム以下であること。

別表第7 温泉利用許可の単位等

I 温泉利用許可の単位

1 浴用

許可の単位は「浴室」又は「蛇口」ごととし、次により取り扱うものとする。

(1) 浴室が相隣接している場合であって、間仕切りにより独立しているときはおのおのの独立した浴室とする。

ただし、次に掲げる条件を全て満たしている場合には、相隣接する複数の浴室を1個の浴室とみなす。

ア 相隣接する浴室内の浴槽に硫黄泉を除く同一の源泉の温泉が利用に供されること

イ 相隣接する浴室の状況(採光・換気)が酷似し、給湯方法が同じであること

- (2) 温泉スタンド又はその他温泉を注入する蛇口が隣接している場合であって、それ ぞれの施設の構造、材質等が酷似しており、相互の温泉の成分に差異がないと認めら れる場合には両者をあわせて1個の蛇口とする。
- (3) 温泉又は通風のいずれか一方が交流している場合は、両者をあわせて1個の浴室とする。
- (4) 同一浴室内に複数の浴槽があり、それぞれ異なった源泉の温泉が利用に供されている場合は、浴槽ごととする。

2 飲用

許可の単位は、「飲泉所」ごととする。

ただし、同一飲泉所内に複数の蛇口があり、それぞれ異なった源泉の温泉が利用に供 される場合は、蛇口ごととする。

Ⅱ 温泉利用許可を必要とするもの

- 1 利用施設(浴室、浴槽、温泉スタンド、飲泉所、その他温泉を注入する蛇口)の増設 又は全面的な改修
- 2 利用源泉の変更
- 3 利用の許可を受けた者の変更(法人の合併・分割による承継及び相続による承継の場合を除く)

別表第8 温泉監視要領

第1 目的

温泉法第35条の規定に基づく温泉監視、源泉調査及び登録分析機関への立入検査について、その実施の方法及び措置等を定め、温泉資源の保護と温泉の適正な利用を図ることを目的とする。

第2 温泉監視

1 温泉監視実施者

温泉監視は、温泉権利者、施設等の所有者又は温泉管理責任者の立会いの上、薬務課及び保健所の温泉監視員が行うものとする。

2 監視内容

温泉監視の項目は、次のとおりとする。

- (1) 無許可温泉掘削及び増掘工事が行われていないか。
- (2) 温泉掘削及び増掘工事が当該許可条件に違反していないか。
- (3) 温泉を揚湯するための動力装置が無許可で設置されていないか。
- (4) 許可の範囲を超えた動力装置が使用されていないか。
- (5) 源泉において、法令等に定められた届出及び掲示が行われているか。
- (6) 無許可で温泉を公共の浴用又は飲用に供していないか。
- (7) 温泉利用施設において、法令等に定められた届出及び掲示が行われているか。
- (8) 温泉利用施設において、次の基準又は運用通知に適合しているか。
 - ア 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準 (平成29 年9月1日付け環境省告示第66号)
 - イ 温泉利用基準(飲用利用基準) (平成19年10月1日付け環自総発第071001002 号)
 - ウ 飲泉施設設置基準(群馬県温泉事務指導要綱 別表第6)
 - エ タンクローリー等に係る温泉法第12条 (現行第15条)等の運用について (平成 8年9月24日付け環自施第224号環境庁自然保護局長通知)
- (9) 利用源泉若しくは利用の許可を受けた者の変更又は利用施設(浴室、浴槽、飲泉所、温泉スタンド、その他温泉を注入する蛇口)の改修が行われていないか。
- (10) 温泉分析は、規定どおり行われているか。
- (11) 源泉、分湯槽、貯湯槽、引湯管路等の管理は適切か。

- (12) 温泉採取に伴う可燃性天然ガスの安全対策、施設設備の維持管理が適切に行われているか。
- 3 監視時における処置及び指導

温泉監視員が温泉監視を行ったときは、立会者に温泉監視結果通知書(様式-1~

3) を交付するものとする。

なお、温泉監視時における必要な指示又は指導は次により行うものとする。

- (1) 無許可で温泉掘削及び増掘工事が行われているとき又は当該許可内容に違反して工事が行われているときは、ただちに工事を中止させる。
- (2) 動力装置が無許可で設置されているとき又は、許可内容に違反しているときは、動力装置を撤去又は動力装置の電源スイッチを封印する。

ただし、営業上重大な影響があると判断されるときはこの限りでない。

(3) 無許可で温泉を公共の浴用又は飲用に利用しているもの及び利用源泉若しくは利用の許可を受けた者の変更があったもの又は利用施設の全面的な改修が行われたものについては、速やかに温泉利用許可申請を行わせる。

なお、飲用については、許可を受けるまでの間当該飲泉所の利用を中止させる。

(4) 硫化水素ガス噴気地帯(万座温泉)については、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(平成29年9月1日付け環境省告示第66号)」及び「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン(平成29年9月)(環境省)」に基づいて浴室内及び源泉並びに抜気槽の硫化水素ガス濃度の測定を行い、安全対策を指導する。

なお、温泉1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉を利用する その他の施設についても同様とする。

(5) 温泉の飲用については、温泉利用基準及び飲泉施設設置基準(群馬県温泉事務指導要綱別表第6)に適合しないことが判明したときは、ただちに当該飲泉所、利用源泉及び引湯経路の点検を行わせ、改善するよう指示する。

なお、基準に適合することが確認されるまでの間は、当該飲泉所の利用は中止させる。

- (6) その他、温泉の保護、温泉の採取に伴う災害の防止及び温泉の利用等に必要な事項について指導する。
- 4 温泉監視結果の報告
 - (1) 保健所長は、2-(1)~(5)及び(12)の違反事項を発見したときは、ただちに監視結果を薬務課長に報告し、対応を協議するものとする。

なお、温泉監視結果通知書の写しを別途薬務課長あて送付する。

(2) 保健所長は、2-(6)~(11)の違反事項及び指導事項について、温泉利用許可等業務報告書(群馬県温泉事務指導要綱別記様式第35号)に温泉監視結果通知書の写し

を添付し、監視結果を薬務課長あて報告するものとする。

(3) 保健所長は、温泉監視の結果等により温泉利用の取消又は、温泉利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、その都度、温泉利用許可(取消・制限・措置)の調査報告書(群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第29号)により、薬務課長へ報告するものとする。

5 責任者に対する指導

- (1) 薬務課長又は保健所長は、温泉監視の結果、違反事項を発見したときは、状況に 応じて責任者を招致するか職員を現地に派遣して、責任者に対して自主的な改善を指示するものとする。
- (2) 責任者が自主的に改善することに応じない場合は、温泉法違反事項改善指示書 (様式-4) を交付し、改善を勧告するものとする。
- 6 原状回復命令

無許可で行われた温泉掘削、増掘又は動力の装置であって、3及び5の措置によっても改善がみられないときは、温泉法第10条の規定に基づく原状回復命令(様式-5)を発し、以後同法の定めるところによるものとする。

第3 源泉調査

1 源泉調査実施者

源泉調査は、温泉権利者又は温泉管理責任者及び市町村職員の立会いの上、薬務課 及び保健所の温泉監視員が行うものとする。

2 調查項目

源泉調査は、県内全源泉について毎年1回行う定期調査と、温泉掘削許可申請時等に必要に応じて行う臨時の調査とに分け、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) 泉温、湧出量(揚湯量)及び電気伝導率の測定 必要に応じて可燃性天然ガス及び硫化水素ガス濃度等の測定
- (2) 温泉動力装置の出力、種類等
- (3) 源泉の自主管理実施状況の確認
- (4) 温泉権利者等の確認
- (5) 源泉における温泉成分分析の実施状況
- (6) その他源泉に関わる事項
- 3 調査時における処置及び指導

温泉監視員は、源泉調査と併せて温泉監視を行うものとし、第2-2の監視項目に

ついて違反事項又は指導事項を発見したときは、温泉監視結果通知書を交付し必要 な指示及び指導を行うものとする。

第4 登録分析機関への立入検査

1 立入検査実施者

登録分析機関への立入検査は、登録分析機関の分析責任者が立会いの上、薬務課温 泉監視員が行うものとする。

2 立入検査内容

温泉監視員は、次の項目について検査を行うものとする。

- (1) 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能が、環境省令で定める基準に適合しているか。
- (2) 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有しているか。
- (3) 申請者が法第19条第4項各号に該当しないものであるか。
- (4) 届出は適正に行われているか。
- (5) 事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しているか。
- (6) 温泉成分分析の求めがあった場合には、正当な理由がなく拒んでいないか。
- (7) 温泉成分分析の実施に当たって厳正を保持し、不正の行為がないか。
- (8) 温泉成分分析は、原則として、鉱泉分析法指針に基づき適正に実施されているか。
- (9) 温泉分析書及びその別表は、鉱泉分析法指針に基づき適正に記載されているか。
- 3 検査時における処置及び指導

温泉監視員が立入検査を実施した結果は、登録分析機関監視指導結果通知書(様式 -6)に記載するものとする。

なお、立入検査の結果、2-(1)~(9)のいずれかの項目が不適合と判断された場合、 登録分析機関の責任者に対して改善を指導するものとする。

登録分析機関がその指示に従わない場合は、温泉法違反事項改善指示書(様式-4) を交付し、改善を勧告するものとする。

第5 温泉監視結果及び源泉調査結果の処理

本要領により実施した監視結果については、次のとおり記録するものとする。

(1) 温泉監視

薬務課及び保健所において、その処理経過を整理し、必要に応じて温泉源泉台帳 (群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第33号) に記録するものとする。

(2) 源泉調査

温泉源泉台帳(群馬県温泉事務指導要綱 別記様式第33号)に記録するものとする。

(3) 登録分析機関への立入検査

登録分析機関監視指導結果通知書(様式-6)を登録簿に綴るものとする。

禄式-	- I									
		温	<u> </u>	結果通	<u>知書(</u>	<u>源泉)</u>				
							年	月	П	
温泉監視員										
				氏名			印			
本日実施した温泉監視の結果について、次のとおり通知する。 なお、違反、指示事項については至急改善されたい。										
	監視した源泉	所在地								
1	in Dorems	名 称	温泉地名			源泉名				
	又は施設	温泉管理 責任者				電話番号				
2	違反事項									
3	自主管理	2 計測機器 3 容積法等 4 計測機器	1 自動観測機器等を設置し、自動記録している。 2 計測機器を設置し、表示されている数値を記録している。 3 容積法等により管理者自らが測定し、その結果を記録している。 4 計測機器はあるが、記録はしていない。 5 何もしていない。							
4	指示事項 該当する番号をOで 囲んでありますので、 Oが無ければ問題 ありません。	2 源泉での 3 温泉権和 (変更内)	日常管理でき	※前回 るように措置 iを、	の分析年月 してください。 へ提	日: 年 。 出して下さい	月 日。	ください))	,\ _o	
		調査年月日			前	調査年月日				
		気 温		°C		気 温			C	
		泉温		°C	回	泉温			C	
5	調査結果	湧 出 量		L/分	の	湧 出 量			′分	
		電気伝導率		mS/m	4+	電気伝導率			S/m	
		CH₄	<測定方法> 水上置換·槽内空気	%LEL	結	CH₄	<測定方法> 水上置換・槽内空気		.EL	
		H₂S	小工巴铁 相约主义	ppm	果	H₂S	小工巴沃·伯内工系		om	
6	立会者						(自署のこと			

温泉監視結果通知書(利用)

年 月 日

様

温泉監視員

所属 氏名

印

本日実施した温泉監視の結果について、次のとおり通知する。なお、違反、指示事項については至急改善されたい。

		<i>b</i> 16			
		名 称		 	1
1	利用施設	代表者名		電話番号	
		浴室名(浴槽名)	W &	W III - & L III	W
		利用の目的	浴用 · 飲用	浴用 ・ 飲用	浴用 ・ 飲用
		利用許可番号	第一号	第一号	第一号
		及び年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		利用源泉名			
		利用許可済証の貼付	有 • 無	有 • 無	有·無
		温泉成分の掲示	有 • 無	有 • 無	有 • 無
2	調査事項	禁忌症・適応症及び	有・無	有 • 無	 有 · 無
		注意事項の掲示	71 ************************************	有 流	一 加
		利用源泉の変更	有 • 無	有 • 無	有 ・ 無
		(有の場合その概要)	[]	[]	[]
		施設の改造	有 • 無	有 • 無	有 ・ 無
		(有の場合その概要)	[]	[]	[]
3	指示事項	2 次の法定掲示事項を【従来9項目】	内湯 (男子・女- 露天 (男子・女- 貸切風呂・家族 その他(- 脱衣所等に掲示して ①源泉名 ②泉質 ⑤成分 ⑥分析年 ⑧禁忌症 ⑨注意事	子) 理由 子) 理由 風呂 理由 丁さい。(該当番号) ③源泉温度 ④利用 月日 ⑦分析機項	こ〇印)
		【追加5項目】		③循環装置	
		2 スの州(武平平日に		⑤入浴剤添加	
		3 その他(該当番号に(14 ②朱凯杰市只	と無 し て に 乳
			①利用許可済証の則のの利用家はた悪さる		
			③利用廃止を要する)他改 仏以永につい	いしの拍不争垻
H	/++ - + -		⑤その他()
4	備考				
5	立会者				(自署のこと)

温泉監視結果通知書(利用)

年 月 日

様

温泉監視員

所属 氏名

印

本日実施した温泉監視の結果について、次のとおり通知する。なお、違反、指示事項については至急改善されたい。

	<u>なお、違</u>	<u>反、指示事</u> 〕	頃について	は全急	<u>怎</u>	を書され	<u>たい。</u>							
	利用施設	名	称											
1		代 表						Ī	電話番号					
'	们们他以	浴室名()												
		利用の		浴用	•	飲用	浴用	•	飲用	浴用	•	271713		
		利用許可		第		号	第		号	第		号		
		及び年		年	•	月 日	年	Ξ	月 日	左	Ε	月	日	
		利用源												
		測定		,										
		利用許可済		有	•	無	有	•	無	有	•	無		
		温泉成分		有	•	無	有	•	無	有	•	無		
		禁忌症・		有		無	有		無	有		無		
		及び注意事				****	.,,					****		
		浴室の換気	換気扇											
2	調査事項	T##	換気孔											
		天井の	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •											
		硫化水素濃度												
		(ppm) 自:目	床面70cm 浴 槽											
		泉温 (°C)												
		利用源泉	1.12	有	_	無	有	_	無	有	_	無		
		(有の場合		# [-	***	((-	///]	(T	-)	
		施設の	•	有	•	無	有	•	無	有	•	無		
		(有の場合		[]	[[]	
		1 浴室の換気)							
		2 換気扇の設置 (浴室名:)												
			3 利用源泉の抜気 (浴室名:)											
			, mm, 14, 74, 74, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 1											
		5 次の法定掲示事項を脱衣所等に掲示して下さい。(該当番号に〇印) 【従来9項目 ①源泉名 ②泉質 ③源泉温度 ④利用場所での温度 ⑤成分												
3	指示事項	【従来9項目	-	②泉質							成分 表 - 7	-		
			⑤分析年月日	_				(⑦禁忌症	8)汪恵	事場	Į		
			①加水				直							
			④消毒処理 t マロ詩を促促	_			レイエナ							
		6 温泉利用許					_	-		Д				
		対象沿信・ 7 その他(場所 : 内湯	(男士)	54	、丁八、路フ	八五十	- 3	女子/、て	り他				
4	 備 考	/ (0)他(<u>'</u>				Ŧ.	 候 : 晴		. ;	।	垂	
4	川 行							<u> </u>		芸	-	11J -	=	
5	立会者									(自	署の	こと)		

温泉法違反事項改善指示書

 薬第
 号

 年
 月

 日

様

(関係機関の長)

温泉法違反事項について、自主的に改めるよう指導してきたが、改善が認められないので次のとおり措置するよう指示する。

なお、指示どおり改められないときは、法の定めるところにより処置するので念のため申 し添える。

		違	反	事	項			指	示	事	項	
1							1					
2							2					
3							3					
改	善善善	時	期			年	Ē	月	E	1		
改	善 結	果報	告告	改善でに改		5こと。	いては、	文書をも	つて	年	月	日ま

様式-5

群馬県達薬第

号

温泉無許可(掘削・増掘・動力装置)工事原状回復命令書

あなたの行った下記地点における温泉(掘削・増掘・動力装置)工事は、無許可で温泉法(第3条・第11条)の規定に違反しているので、温泉法第10条の規定により原状回復を命ずる。

年 月 日

群馬県知事

- 1 温泉無許可(掘削・増掘・動力装置)工事の地点
- 2 原状回復期限

登録分析機関立入検査結果通知書

年 月 日

様

温泉監視員

所属

氏名

本日実施した、温泉法第28条第1項に基づく立入検査の結果について、次のとおり通知する。

					監		視	項	目		判	定	備	考		
	登録	年月	日						登録番号							
	绿	名	称						代表者							
分析 機関		所	在地													
分	·析	名	称													
施	設	所?	在地													
分	析責	任者	氏名						有する資格							
				を用する に適合					装置の名称	及び性能が環境			【法第19条第	[3項第1号]		
	1.	ガラ	ス製材	奉状温	度計				量が0.1度以	UT)			<メーカー> <型式>			
	2.	化学	天び	ん				X 1 · /			<メーカー>					
環境省令				0g以上 光度計)つ	C、尼	を重か	0.1mg以下)			<u><型式></u> <メーカー>				
												<型式> <メーカー>				
				光度計									<型式>			
で定	5.		水素イオン濃度計 (日本産業規格Z8802に適合するガラス電極法による形式のもの)										<メーカー> <型式>			
める	6.	イオ	ンクロ	マトグ	ラフ								<メーカー> <型式>			
基準	7.	IM泉	効計	又は液									<メーカー> <型式>			
_					を保有していない場合は、借り受ける契約又は測定を 契約を書面により締結していること。								くメーカー > く型式 >			
	8.			子吸光									マメーカーン マ型式ン			
	良成:		折を通	直正かっ	つ確う	実に	実が	でする	のに十分な約	経理的基礎を有し			【法第19条第	[3項第2号]		
申請	青者	が法領	第19约	条第4項	各号	引に	該当	しなし	^者であるか	0			【法第19条第4項	〔第1、2、3号】		
		_		つれてし	_	-							【法第20条】			
事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しているか。 【法第24条								【法第24条】								
温泉成分分析の求めがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒ん でいないか。										【法第27条】						
温泉	良成:		折のほ		当たっ	って	厳正	を保	持し、不正の	行為がないよう			【規則第18条	:]		
	立	会	者										(自署	星のこと)		

く裏面>

温泉分析書 記載内容確認表

	海水ブが 登録分析機関名(登録番号):	「書 記製內谷唯認衣	(第	号)
	必要項目	留意点	判定	 備考
1.	鉱泉分析試験を依頼した者の氏名、住所	·		
	分析を依頼した者の氏名及び住所			
2.	源泉の所在地とその名称			
	源泉の所在地及びその名称	□源泉の所在地及びその名称が記載されていること。 □採水地を記載する場合は、採水箇所を具体的に記載しているこ		
2	湧出地(現地)における調査および試験成績	٤.		
ა.				
	調査および試験を行った者の氏名、所属する登録分析機関の名称			
	現地調査および試験実施の年月日			
	泉温および気温(℃) 			
	湧出量または利用量(L/min)			
	自然湧泉泉、掘削井(自噴・動力揚湯)の別			
	知覚的試験			
	pH値			
	電気伝導率			
	ラドン量(Bq/kg)(Ci/kg:マッへ単位)(定量方法)試験を行わなかったときは記載しない。	口ラドン量の試験を行わなかったときは記載されていないこと。		
4.	試験室における試験成績		1	
	試験室における試験を行った者の氏名、所属する登録分析機関の名称			
	分析終了の年月日			
	知覚的試験	口試料採取からの経過時間が併記されていること。		
	密度	口実数4桁以内が記載されていること。		
	pH値			
	蒸発残留物			
5.	検水1kg中の成分、分量および組成			
	陽イオン表(mg、mval、mval%) 陰イオン表(mg、mval、mval%) 非解離成分表(mg、mmol) 溶存物質量(ガス性のものを除く)(g) 溶存ガス成分(mg、mmol) 成分総量(g) その他の微量成分含有量	□検査を行っていない項目が記載されていないこと。 □鉱泉1kg中の各成分の量がmg単位で示されていること。 □mgの数値は実数4桁以内で小数第1位までとしていること。 □mvalの数値は実数4桁以内で小数第2位までとすること。 □mval%はmval合計値に対する各成分のmval値の百分率として計算し、小数第2位まで記載されていること。 □陽イオンと陰イオンのmval値の合計は誤差の範囲内で一致していること。(評価値が5%を超える場合は分析結果を再検討) □弱電解質(チオ硫酸、りん酸、メタ亜ひ酸及びひ酸、メタけい酸及びメタほう酸)は現地におけるpH測定値によりイオン表に記入されていること。 □解離成分計=陽イオン+陰イオンであること。 □溶存物質合計(ガス状のものを除く)=解離成分総量+非解離成分であること。		
6.	泉質の判定		1	
	泉質名			
7.	成績書作成の年月日等		I	
	成績書作成年月日、作成者			
8.	別紙(禁忌症、適応症など) 			
	『浴用』『飲用』の禁忌症、適応症	口浴用、飲用それぞれの場合で記載されていること。		
	療養泉の禁忌症、適応症	口療養泉でない場合、適応症は『病後回復期、疲労回復、健康増 進』の記載とすること。		